平成十九年十一月十二日

第二千七百五十号 平成十九年十一月十二

増 刊

次

目

則 (第七十一号)

規

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

(都市計画課)

規則を制定し、ここに公布する 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する 規 則

福岡県知事 麻 生

渡

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条

福岡県規則第七十一号

例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則(平成十六年福岡

県規則第二十二号) の一部を次のように改正する

第十七条の見出し中「業務内容及び」を削り、同条第一項を次のように改める。 第二条第一号中「第三十四条第十号ロ」を「第三十四条第十四号」に改める。

ものとする。 条例第六条第一項第一号の表二項下欄の規則で定める流通業務施設は、次に掲げる

型自動車がおおむね一日平均延べ十回以上発着すると認定したもの又は流通業務の 送の用に供されるものを除く。) のうち、九州運輸局長が積載重量五トン以上の大 貨物自動車運送事業の用に供される施設 (同条第六項に規定する特別積合せ貨物運 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) 第二条第二項に規定する一般

(1) 日 不適当と認められる旨の意見があったもの それがないと認められ、かつ、市街化区域内に立地することが困難若しくは著しく 四条第五項の規定による知事からの意見聴取において、周辺の市街化を促進するお 業務施設 (以下「特定流通業務施設」という。) に該当するものであって、同法第 に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通 総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成十七年法律第八十五号) 第五条第二項

一 倉庫業法 (昭和三十一年法律第百二十一号) 第二条第二項に規定する倉庫業の用 著しく不適当と認められる旨の意見があったもの するおそれがないと認められ、 法律第四条第五項の規定による知事からの意見聴取において、 通業務施設に該当するものであって、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する の大型自動車がおおむね一日平均延べ十回以上発着すると認定したもの又は特定流 に供される同条第一項に規定する倉庫のうち、九州運輸局長が積載重量五トン以上 かつ、市街化区域内に立地することが困難若しくは 周辺の市街化を促進

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 [印刷] 〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030) 九州チューエッ株式会社 (電話 092-411-8367)